

会 議 要 旨

会議名	平成28年度 第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会
開催日	平成28年7月20日（水） 13:30～15:30
開催場所	館山市役所 本館 2階会議室
出席者	三芳水道企業団水道事業運営審議会委員 9名（1名欠席） 三芳水道企業団：企業長 事務局（10名）
公開・非公開の別	公開（一部非公開）
非公開の場合の理由	円滑な審議運営のため、発言者の氏名については非公開
傍聴者	0名
会議概要・結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 企業長あいさつ ・ 会長及び副会長選出 会長：石井久治委員 副会長：佐野義雄委員 ・ 諮問 諮問事項「水道料金のあり方について」 ・ 議事 <ul style="list-style-type: none"> (1)審議会の公開・非公開について 原則公開（発言者の氏名については非公開） (2)三芳水道企業団の水道事業の現状について 給水収益・水道使用料が軒並み減少している。使用料の中でも大半を占める一般住宅が特に顕著に減少傾向にある。 一般住宅の使用料について、使用料実績と将来人口推移から予測した場合、給水収益の予想算出結果として、平成35年度には平成22年度に対し約2割減少すると考えられる。 企業団において最低限必要な補てん財源は10億円と考えている。企業債償還金として年間5億円、年度途中の工事・物品等の支払いとして3億円、災害応急復旧として2億円である。 現在まで小規模浄水場の統合、遠隔監視システムの構築及び人員削減による職員数の適正化をおこなってきた。しかし、給水収益の減少から収益的収支における単年度純損失が平成32年度頃より増加し続け、平成38年度には必要な補てん財源が1千7百万円程度まで減少すると見込まれる。 (3)その他 今後の開催予定について

平成28年度 第1回三芳水道企業団水道事業運営審議会 会議記録

- 1 日時 平成28年7月20日(水) 13時30分～15時30分
 - 2 場所 館山市役所 本館 2階会議室
 - 3 出席委員
石井 久治(会長), 佐野 義雄(副会長), 寺澤 利郎, 石井 敬之,
今井 義明, 大和地 紀昭, 黒川 憲治, 渡辺 静夫, 吉川 進
計 9名
- 欠席委員
田邊 ひとみ

三芳水道企業団

企 業 長	金丸 謙一	総務担当次長	鈴木 誠
事 務 局 長	永井 茂樹	総 務 係 長	小倉 栄寿
施設担当次長	石井 良市	副主幹(兼)施設計画班長	石井 正裕
業 務 係 長	井上 英介	副主幹(兼)浄水班長	鈴木 和也
施設維持班長	石橋 真	総 務 係 員	川畑 修吾
総 務 係 員	矢野 寛		

審議会次第

1. 委嘱状の交付
2. 企業長あいさつ
3. 委員紹介・事務局職員紹介
4. 開会
5. 会長及び副会長選出
6. 会長及び副会長あいさつ
7. 諮問「水道料金のあり方について」
8. 議事
 - (1)審議会の公開・非公開について
 - (2)三芳水道企業団水道事業の現状について
 - (3)その他
9. 閉会

会議資料

1. 会議 次第
2. 委員名簿

3. 出席職員名簿
4. 席次表
5. 水道事業運営審議会 条例
6. 水道事業運営審議会 会議の公開に関する取扱要領
7. 水道事業運営審議会 会議傍聴要領
8. 平成27年度 上水道の概況
9. 水道事業の現状について

事務局 (進行)	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。 定刻となりましたので、始めさせていただきます。 会議に入る前に、本日の資料について、ご確認をお願いいたします。</p> <p>—会議資料の確認—</p>
事務局 (進行)	<p>はじめに、審議会の開会に先立ちまして、次第の1 委嘱状の交付でございます。</p> <p>このたび、三芳水道企業団 水道事業運営審議会の委員をお引き受けいただきました皆様に、金丸謙一 企業長から、委嘱状を交付させていただきます。</p>
企業長	<p>—委嘱状の交付—</p>
事務局 (進行)	<p>続きまして、次第の2 企業長あいさつでございます。</p> <p>平成28年度第1回三芳水道企業団 水道事業運営審議会を開催するに当たり、金丸謙一 企業長より、ごあいさつを申し上げます。</p>
企業長	<p>本日はご多用の中『平成28年度 第1回 三芳水道企業団水道事業運営審議会』に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日頃より、三芳水道企業団の水道事業に格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>既にご案内のとおり、この審議会は、水道事業の円滑な運営を図ることを目的として、本年3月に条例を制定し、設置をいたしました。そうした中、皆様方には、委員への就任につきまして、快くお引き受けいただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、皆様ご存知のとおり「水」は人の生命及び経済活動の基礎となる重要な資源であり、水道事業体は震災や事故等に関するリスクに対し、安心・安全な水を安定的に供給する責任があります。本年4月中旬に発生した熊本地震では、水道施設に大きな損害が生じ、断水による住民や企業への影響など、災害時にライフライン機能が失われることの脅威を改めて認識したところです。</p> <p>水道事業の運営は「水道料金等の収入をもって行う独立採算制」を基本原則としており、地方公営企業法に基づく水道事業を営む公営企業です。現在、給水戸数は、核家族化や単身世帯の増加など、若干、増加傾向にありますが、人口の減少、住民の節水意識及び水質に対する関心の高まりにより、給水量及び給水収益は減少し</p>

ております。

また、三芳水道企業団の水道料金は、平成12年6月の料金改定以降実質的に改定することなく、経費削減を図りながら、業務に取り組んでまいりました。

しかしながら、当初からの水道施設を使用していることもあり、今後、耐用年数を大幅に経過した施設の更新や、耐震化等に伴う投資は増大する見込みであり、経営環境はなお一層厳しさを増して行くことが予想されます。

こうした厳しい状況ではございますが、「将来にわたって安全で安心な水道水を供給する」という目標に向けて、水道利用者の負託に応え、三芳水道企業団の健全な運営を図るためにも、委員の皆様方にはお力添え賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

事務局（進行）
事務局

次に、次第3 委員紹介・事務局職員 紹介でございます。
—委員・事務局職員紹介—

事務局（進行）

それでは、ただ今から、平成28年度 第1回三芳水道企業団 水道事業運営審議会を開会いたします。

「三芳水道企業団 水道事業運営審議会条例」第6条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、現在、会長が選出されておられません。会長の選出まで、こちらで進行させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

本審議会は、審議会条例 第6条第2項の規定により、委員の過半数のご出席で成立することとなっております。

本日、9名の委員に、ご出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、次第の5「会長及び副会長の選出」を行います。

会長及び副会長の選出につきましては、審議会条例 第5条第2項により、委員の皆様の互選により、定めることとなっております。

会長の選出について、ご意見等、ございますか。

委員
事務局（進行）

事務局で案がありますか、時間がなくなってしまうので。

ただ今、ご意見をいただきました。

事務局、いかがでしょうか。

事務局

事務局案ですが、会長には住民代表から石井久治委員に、副会長には、知識経験者から佐野義雄委員にお願いできればと考えており

事務局 (進行)	<p>ます。</p> <p>ただ今、事務局から、会長に石井久治委員、副会長に佐野義雄委員との案が、ございましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
委員	「異議なし」
事務局 (進行)	<p>ただ今、異議なしとのご発言がございました。よって会長は石井久治委員、副会長は佐野義雄委員に決定することといたします。</p> <p>ただ今、会長が選出されました。</p> <p>それでは、次第の6「会長及び副会長あいさつ」で、ございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
会長及び副会長	—会長及び副会長あいさつ—
事務局 (進行)	<p>続きまして、次第の7「諮問」でございます。</p> <p>金丸企業長より、石井久治会長へ、諮問をいたします。</p>
企業長	—諮問—
事務局 (進行)	<p>以上で、次第の7「諮問」について、終了いたします。</p> <p>なお、金丸企業長は、所用のため、退席させていただきますので、ご了承ください。</p>
企業長	—企業長退席—
事務局 (進行)	<p>続きまして、次第の8「議事」でございますが、三芳水道企業団水道事業運営審議会 条例6条第1項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、このあとの議事進行につきましては、会長が行うこととなります。</p> <p>石井久治会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>規定により、議長をつとめさせていただきますので、円滑な議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の8 議事の1</p>
事務局	<p>「審議会の公開・非公開について」を議題といたします。事務局から、説明をお願いいたします。</p> <p>—事務局説明—</p>
議長	<p>事務局から、審議会の公開・非公開について、説明がありました。</p> <p>原則、公開ということでありまして、非公開にする理由もありませんので、原則公開ということで、御異議ありませんか。</p>
委員	「異議なし」

議長

ただ今、異議なしとのご発言がございました。
よって、本審議会は、原則公開とすることといたします。
以上で、議事の1「審議会の公開・非公開について」を終了いたします。

続きまして、議事の2「三芳水道企業団水道事業の現状について」を議題といたします。

事務局

事務局から、説明をお願いいたします。
—事務局説明（資料5「三芳水道企業団水道事業の現状について」による）—

議長

事務局の説明が、終わりました。
これより、質疑に入ります。
ご質問等、ございましたら、挙手をお願いいたします。
ご質問をお願いいたします。

事務局

事務局から、ちょっと話をさせていただきます。
先程説明をさせていただいたところですが、企業会計は収益的収支と資本的収支の二段構えになっておりまして、単純に出ていくお金を引き算できないところがあります。

収益的収支だけをみると赤字になってくるわけですが、だからと言って明日から会社が潰れるという訳ではありません。それは補てん財源というのが残っているからなのですけども。

先程の資料で言いますと10頁の補てん財源というものが重要になってくる訳です。その中で上の方の収益的収支といいますのは、単年度で水を作れば作るほど赤字になりますよというところなのですが、それに対して、補てん財源、家庭で言えば貯金のようなものになってくるかと思うのですが、その持ち金が無くなったときに会社が潰れてしまうということになります。その目安として、会社を運営していくのに最低見込んでいますのが10億程度、それを最低限持っていないと企業が成り立っていかないのではないかとというのが先程のお話になります。

その内容というのが、事業を運営するにあたって、企業債、いわゆる借金ですが、企業債を発行してお金を借りて運営しています。その返済というのが毎年毎年ある訳なのですが、それが何もなくても年間5億ぐらい返さなければいけないという事になります。それからもう一つ、決算をみれば最終的にはお金はあるのですけども、

年度途中では工事をしたり物を買ったりするときに、立て替えて払わなければならない場面があります。ですから、必ず余裕のお金がないと回転できなくなるわけです。その余裕として、年間通じまして3億ないと回転していきません。先程の5億と3億で、つまり、まず8億が必要ということになります。

それと最近地震等もあります。それと大雨が降っても水道は断水します。そういう災害が、予期しないものが起こります。また起きているというのが現状です。それに備えて応急復旧をしなければいけない。応急復旧をするには、その分のお金を蓄えていないと事故が起きた時に身動きがとれなくなります。そのため残りの2億が必要になります。そうすると最終的に、企業が経営していくためには、最低、補てん財源として10億ないとやっていかれないということになります。

ですから、今日は三芳水道の現況なのですが、これからいろいろご審議いただく中で、まず単年度収支が赤字になるか黒字になるか、そのうえで、それが最終的に先程言った補てん財源が保てるかどうかといったことを念頭において、ご審議いただければと思っております。

委員
事務局

何年後に補てん財源がなくなるのか。
約10年後と推測しています。

委員
事務局

石綿管更新事業を平成40年度末までやって29.7%と、かなり低い数字だと思うが、現在の漏水としてはどの程度あるのか、水が無駄になっているのでは。

大小合わせて年間300件程度の漏水があります。その内、石綿管の漏水は数パーセントだと思われれます。だからと言って石綿管だから漏水が多いという訳ではありません。細いビニール管などの漏水のほうが多いのが現状です。

石綿管というのは問題になった飛散性とは違って飛び散るものではありませんので、今すぐ危険なものではありません。ただ石綿管が老朽化すると脆くなりますので、地震とか上からの衝撃があると被害が大きくなります。そのため早急な対応が必要となってきております。故に石綿管が多いから漏水が多いという訳ではないかと思

われます。

それよりも表の中にあります老朽管更新事業、いわゆる鉄管の老朽化の方が問題で、老朽化によって自然に穴があいてしまうので漏水に関係あると思われま。漏水で一番大きいのは給水管とって、各家庭に引き込んでいる管の継手などの細かい部分の漏水が一番多いというのが現状です。

委員 そうすると料金として取れない漏水の量自体が大きな問題ではないということか。

事務局 全体、全部が全部漏水とは限らないのですが、不明水なので恐らく漏れているだろうというわけになる訳です。浄水場で出した水量に対して、家庭のメーターでかかった量の差によって、その差が有収水率の差になるわけですけども。それは、地理的というのか、隣と隣が離れていますので、都会に比べるとどうしても悪いというのが地方の特性で出てきます。ですから南房総市と三芳水道企業団は同じような数字が出ていますし、他の外房のほうでも、やはり、あまり良い数字はでていない。逆に、都会の方の家が込み合っているような1 kmの間に何十件もあるようなところだと、漏れが少ない傾向にある。確かにその20数パーセントはお金がもらえてないもったいない水と言うのは確かです。

委員 わかりました。

委員 この審議会が諮問されていると言うことは。やはりグラフで見るように10年後に赤字になってくると。そうするとやはり受益者負担と言うのが原則だと思う。そうすると、どこかで折り合いをつけないと言うことになる。

ここで見積もってある工事関係を抑えていくことはできないことだろうし、これ以上に増えていくことは間違いないことだと思う。そういった意味から言うとやはり、受益者負担を多少求めていくことになると思う。我々が諮問するのはその辺ではないか。

事務局 先程の経営の説明をした中で収入として一番大きいのは、今のお話であった表現ですと受益者負担、いわゆる水道使用料なんですけども。まさに我々が一番頼っているのは水道使用料です。その次に頼っているのが補助金です。

県・市の補助金ということで10頁の市補助金・県補助金と言うのが合わせて6億程度みえています。まさに市に頼っているのは補助金

関係です。

市がいかにか支援してくれるかと言う事で、水道料金をどうするかというのもまた変わりますし、ただ、どこの自治体におきましても財政が苦しいのは共通ですし、我々も経営が赤字になったからといって一方的に助けて下さいと言う訳にもいかないのも現状です。その辺がバランス化といいますか、だからといって、生活に密着した水道料金を無理やり上げることもできませんし、県や市の財源とのバランスをとりながら、ご審議いただく形になるかと思えます。その辺が難しいところであるかと思うのですが、またこれから色々なご説明をさせていただきたいと考えております。

委員 企業債とはどういう種類のものが、いわゆる金利や制度の物を利用しているのか。

事務局 国による財政融資資金と地方公共団体金融機構、水道については主にこの2つを起債の対象としてみています。

現在のところ利率は年1～2%程度の利率となっています。水道事業につきましては資産のところ色々な考え方はあると思いますが、将来にわたって使用していくということで、世代間の公平負担を加味しています。

委員 増間浄水場と作名浄水場の耐震工事があるが、工事として内容にはどういったものがあるのか。

事務局 増間については、増間配水池の内部が地震に耐えられるような補強を行うのが1つ、あと水を処理する施設である沈澱池において耐震計算して示された弱い箇所の補強があります。

作名に関しても、施設・事務所等の耐震、あと同じく配水池と沈澱池の耐震も予定しております。

委員 ダム本体は。

事務局 今回は含まれていません。

委員 水と言うのは生活の中で大事なもので、水なくしては生きていけない。赤字があつて潰れてしまったら水が供給できなくなる。そのような現状を考えれば受益者負担を前提として審議会を進めてはと

事務局

思うが、どうか。

今日は第1回目ですので、現状をお知らせしたということで、第2回目からこういう状態ですと、このままいくとこれくらい経費が必要ではないかと言うシミュレーションをお話しさせていただければと思っています。

こういった状況は三芳水道に限ったことではなく、日本中の水道事業体、全部ではないのですけども、ほとんどの事業体が陥っています。

それに対して、国もいろいろと施策を考えているところです。

その中で国が今一番示している内容というのは、いわゆる事業統合という方針を出しています。それに合わせて色々な補助制度も出しているところなのですけども。そういう動きもあります。そういう状況も次回お話をさせていただきたいと考えています。

そういった全体的な動きと、経費が足りなくなって赤字に陥ってくるという、ズレというかタイミングを見ながら料金改定するにしても、今か後にするかにしても、考えが今後審議の中で出てくるかと思えますので、もちろん諮問の内容が料金のあり方として諮問させていただいていますので、料金中心の考え方になると思いますが、時期的なものも加味しながらご審議いただければと思います。

委員

7頁の給水収益の予想算出の結果をみると、一般住宅が大きなへこみがでるのが目にみえるが、他のものについては平均して大きな差はないようにみえる。料金改定で、収益に一番影響するのは一般住宅だと思うが、料金体系は同じなのかどうか。

事務局

三芳水道の現状から言いますと、用途別の料金体系というものはもっておりません。

引き込んでいる管の太さによって、13mm、20mmなど、値段が変わってくる、つまり基本料金が変わってくるといった状態です。

他の地域によっては、おっしゃったように、用途別の料金体系を設定している自治体もあります。具体的には、一般住宅とか商業用とか、そういった用途別にしてあるところもあります。審議の中でそういったものを設けたほうが良いということであれば、それも審議していかなければと思っておりますけども。ただ、具体的には今のところ、事務局としては現段階ではそこまで考えていないところがあります。

委員 事務局が行政区の集まりにおいて、三芳水道が今の実情を説明するのにも良いのではないか。

事務局 情報提供はさせていただきたいと考えておりますが、ここでの審議会の答申が決まった段階で、ご要望があった場合は、ご説明してご理解いただくことも検討させていただきたいと考えております。

議長 他に、ご質問等、ございませんか。
ご質問がないようですので、以上で、議事の2「三芳水道企業団水道事業の現状について」を終了いたします。

次に、議事の3「その他」について議題といたします。
はじめに、委員の皆様から、ご意見等、ございましたら、挙手をお願いいたします。

委員 今後どのようにすすめていくのか考えは。
事務局 最終的には11月頃まで審議会をと考えています。審議内容の進行状況にもよりますが、月1回ペースで審議会の開催をお願いできればと考えております。
2回目の審議会の予定は8月下旬から9月上旬を考えております。

議長 以上で、議事の3「その他」について終了いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。
これで、平成28年度第1回三芳水道企業団 水道事業運営審議会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。